

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

No.	提出された意見	区の考え方
第1編 震災対策計画		
第1部 基本方針		
1	<p>【P34】 地震に関する地域危険度について、「災害時活動困難度」は削除されたが、「活動困難係数」として残すべきである。 また、付表としてはランクだけでなく、東京都の資料と同じ表にすべきである。</p>	<p>東京都が令和4年9月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査 [第9回]」で測定されている、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」の3つの危険性について、計画に記載している。 また、別冊資料には、各町丁目の危険度に併せ、災害時活動困難係数を記載している。</p>
2	<p>【P35】 住宅の安全性確保のための具体的な耐震化施策を記載すべきである。 また、高齢者の耐震不十分な住宅を中心に改善を進める施策をはかるべきである。</p>	<p>具体的な耐震化施策については、中野区耐震改修促進計画に記載している。 耐震性の不十分な木造住宅に対する耐震改修等助成は、高齢者に限らず助成対象としている。 また、防火地域や整備地域等においては、助成率をその他地域に比べ高くしている。</p>
3	<p>【P35】 住宅の安全性確保により、住宅倒壊による避難所への避難を防げ、在宅避難ができるようになることも記載すべきである。</p>	<p>住宅の安全性確保のみでは在宅避難が可能となるとは限らないことから、今回は記載しないが、今後、記載の必要性と方法について検討していく。</p>
4	<p>【P35】 「住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを推進」を記載すべきである。</p>	<p>中野区住宅耐震化緊急アクションプログラムの推進については、中野区耐震改修促進計画に記載している。</p>
5	<p>【P35】 整備地域だけでなく、不燃領域率が低い地域の70%にする年度も記載すべきである。</p>	<p>不燃領域率は、東京都の防災都市づくり推進計画において、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」について、東京都が5年ごとに行う土地利用現況調査結果をもとに、具体的な防災まちづくり事業やその導入の検討中の地域において調査し算出している。こうした地域以外では算出が難しいのが現状である。</p>

6	<p>【P35】 「新たな防火規制」区域拡大についても記載すべきである。また、付表として、すべての町丁別の不燃領域率を追加すべきである。</p>	<p>「新たな防火規制」については、整備地域において、平成15年より施行されている。また、火災危険度が高い地域や木造住宅密集地域等において指定区域が拡大され、令和6年9月2日より施行される。また、No.5と同じ理由から、すべての町丁別の不燃領域率を記載することは困難である。</p>
7	<p>【P35】 不燃領域率は、若宮一丁目は39.0%、二丁目38.2%と区内で最も低いので、70%にする施策を期待する。</p>	<p>令和6年9月2日より東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」が導入されることとなった。これにより建築物の不燃化が促進され、不燃領域率も向上していく見込みである。</p>
8	<p>【P35】 ソフト面の拡充として、初期消火設備のさらなる設置が必要である。 スタンドパイプは、公園がないため、若宮一丁目地域には1基しか配備されていないので、マンションやアパート、駐車場などに設置してほしい。 また、全棟に家庭用消火器の無料配布の対策をすべきである。</p>	<p>初期消火用設備については、街頭消火器の設置や、スタンドパイプ、軽可搬ポンプ等の資機材を、防災会単位で資機材倉庫に配備している。 また、家庭用消火器については、購入・取付けを安価であっせんしている。初期消火設備のさらなる充実については、必要性を検討していく。</p>
9	<p>【P35】 「目標を達成するための主な対策」に「ブロック塀倒壊対策」を加えるべきである。</p>	<p>現時点では、具体的な減災の数値目標を定めることが困難であるため、今回は記載しないが、今後、具体的な対策と併せ、検討していく。</p>
第2部 震災予防計画		
10	<p>【P49】 「地域防災住民組織活動の手引き」とは、どのようなものなのか。</p>	<p>「地域防災住民組織活動の手引き」は、平成31年度まで防災会向けに配布していた手引きである。 作成から長い年月が経過していることや、区民向けの「中野区民防災ハンドブック」を新たに作成していることを踏まえ、その活用について今後検討していく。</p>
11	<p>【P49】 区として、災害対策基本法に基づく地域防災住民組織の「地区防災計画作成」についての手引き作成と協力が必要である。</p>	<p>地区防災計画については、内閣府が示すガイドラインの周知を図るほか、作成の手引きの必要性についても検討していく。</p>
12	<p>【P49】 防災活動拠点は公園になっている。 P94において、地域防災会の災害時の活動内容が記載されているが、雨天や厳冬時に公園でこのような活動することは困難である。</p>	<p>防災活動拠点は、災害時の活動の拠点となる場所であり、ご意見のような環境下でも、活動せざるを得ないと考えている。</p>

13	<p>【P49】 防災会本部は、会館のある町会は会館、それ以外は会長宅に設置すると想定していると聞いたが、会長宅でこのような活動は実施できない。防災会本部は屋内を利用できる区有施設を使用すべきである。</p>	<p>災害時における防災会の活動の本部は、指定避難所に設置することになっている。平常時の本部については、各防災会が実情に応じて設置していることから、必ずしも区有施設を使用すべきであるとは考えていない。</p>
14	<p>【P53】 建築物の耐震化、安全対策として、木造住宅の耐震診断・改修費助成等の、新耐震基準への対応を中野区でも実施すべきだと思う。</p>	<p>新耐震基準の木造住宅の耐震改修等助成については、区としても取組む必要性があると考えていることから検討を進めていく。</p>
15	<p>【P59】 若宮地区は、「③防災まちづくりを進めている地区」の対象となっていないのか。</p>	<p>若宮地区については、地区計画の策定に向けて取り組んでいるところである。</p>
第3部 震災応急対策計画		
16	<p>【P95】 防災会の役割として、「遺体収容の協力を行う」とあるが、遺体収容は防災会の役割なのか。</p>	<p>避難所において避難者等が亡くなった場合においては、主に区や警視庁職員が遺体の収容を行い、防災会は可能な範囲でこれに協力することを想定している。</p>
17	<p>【P104】 関係交通機関として、西武バス株式会社と国際興業株式会社を追加すべきである。</p>	<p>震災応急対策計画では、中野区防災会議を構成する防災関係機関の活動態勢を記載している。他の機関の活動態勢の記載については、今後検討していく。</p>
18	<p>【P125】 「災害救助法適用基準等」の住家被害のうち、半壊の区分について、大規模・中規模・半壊に分けてそれぞれの説明を箇条書きにしてほしい。</p>	<p>住家の被害における半壊の記載については、本冊において認定基準の概要を記載し、別冊資料に詳細を記載している。</p>
19	<p>【P157】 広域避難場所について、若宮一丁目町会防災会は平和の森公園を指定されているが、白鷺一丁目地区に変更できないか。</p>	<p>広域避難場所については東京都が指定しており、中野区の判断で指定の変更を行うことはできない。今後、防災会のご意見等は、次回の避難場所の指定見直しに向け、都へ伝える。</p>
20	<p>【P163】 災害時における避難行動に混乱が生じないよう、二次避難所と一般避難所との違いをよりわかりやすく記載するよう、検討してほしい。</p>	<p>震災応急対策計画における避難所については、避難所区分ごとに位置づけや開設時期などを記載している。災害発生時の避難先については、ホームページや中野区防災ハンドブック、防災訓練などを通じてわかりやすい広報に努める。</p>

第4編 大規模事故対策計画		
21	【P362】 関係機関の情報連絡態勢に「東京電力パワーグリッド」の記載が必要である。	大規模事故対策編の記載については、東京都地域防災計画を参考にしながら、各関係機関の意見も踏まえ、記載している。ご意見については、各防災関係機関に伝え、今後の参考にしていく。
22	【P365, 371, 372】 「毒物・劇物施設等の応急対策」、「航空機事故」に警視庁の応急対策業務の記載が、「道路・トンネル事故」に警視庁と首都高速道路株式会社の応急対策業務の記載が必要である。	